

(別紙)

(訳文)

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定を改正する議定書

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府（以下「締約国政府」という。）は、三者間協力の推進における三者間協力事務局（以下「事務局」という。）の役割及び事務局の能力開発の促進の重要性を認識し、

二千十年十二月十六日にソウルで作成された日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 協定第五条1(a)及び(b)を次のように改める。

(a) 事務局長は、一の締約国政府の指名（大韓民国、日本国、中華人民共和国の順の輪番制による。）

に基づいて、三箇国外相会議において任命される。事務局長の任期は、三年とする。

(b) 締約国政府による別段の合意がない限り、事務局長を指名した国の政府以外の締約国政府は、それぞれ事務局長一名を指名し、これらの者は三箇国外相会議において任命される。事務局長の任期は、原則として三年とし、三箇国外相会議の承認を得て三年を限度として一回延長することができる。

2 協定を改正するこの議定書によって改正される事務局長及び事務局長の任期は、この議定書が効力を生ずる時に在職している事務局長及び事務局長について適用する。

第二条

各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この議定書の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この議定書は、当該通告のうち最も遅いものが行われた日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年三月二十二日に東京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

岩屋 毅

中華人民共和国政府のために

王 毅

大韓民国政府のために

趙 兌烈